

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長 伊 藤 伸 一

いじめの問題への対応に係る取組の徹底について(通知)

このことについて、これまで市町村教育委員会及び学校において、地域や学校の実情に応じた取組を推進していただいておりますが、本道においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づくいじめ問題への対応について、全ての市町村教育委員会及び学校と考えを共有し、取組を進めていくことが重要と考えております。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校において、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン※1」をもとに、学校等の対応について評価・検証するとともに、特に、次の項目に関する取組を徹底するようお願いいたします。

また、市町村教育委員会及び学校においては、次の資料を積極的に活用し、研修を実施するなどして、改めて法に基づくいじめ問題への対応について理解を深めていただくようお願いいたします。

記

## 1 市町村教育委員会の取組について

- 地方いじめ防止基本方針に基づいた取組が各学校において確実に進められるよう、市町村校長会議等を通して必要な指導助言を行うこと。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備すること。
- いじめ重大事態が発生した際、速やかに調査を開始することができるよう、調査組織の設置に努めること。
- 犯罪行為とも捉えられるいじめについては、その対応を学校や教育委員会に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図ること。

## 2 学校の取組について

### (1) 法に基づく定義等

- 全教職員が法におけるいじめの定義を再確認し、積極的な認知の重要性を理解するとともに、学校が一体となった取組を行うこと。
- 法や方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を改めて確認するとともに、「いじめによって子どもたちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底し、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、対応にあたること。

### (2) 未然防止の取組

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じていじめの防止に取り組むこと。

- 「いじめの認知件数がない」学校は、いじめが潜在化し認知漏れとなることがないように、「いじめの認知件数がない」ことを児童生徒や保護者に公表し検証すること。
  - 全校集会・学年集会や保護者会等の様々な機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、自校の方針やいじめに対する取組について周知すること。また、保護者や地域住民が方針を理解し、学校の取組に協力ができるよう継続して周知すること。
  - パソコンやスマートフォン等のICT端末を用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いため、学校がいじめを認知しきれていないこともあることから、日頃から児童生徒の見守りと信頼関係の構築に努めるとともに、ICT端末の安全な利用やパスワードの管理について指導を徹底するなど情報モラル教育の一層の充実を図ること。
- (3) 早期発見、早期対応の取組
- いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリスト※2を活用し、日常的な見守りを徹底すること。
  - いじめを見逃すことがないように、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「いじめ対策組織」がそれらの結果の検証を行うこと。
  - 「いじめ対策組織」を有効に機能させ、いかなるいじめも見逃さないような組織体制を構築すること。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策組織」において直ちに情報共有し、「いじめ対策組織」が中心となり、迅速かつ適切に対応すること。
  - いじめは絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、いじめ加害行為に対しては、毅然として早期に対応・解決を図る対応を講じること。
  - 「北海道いじめ防止基本方針のポイント」を踏まえ、学校において対処マニュアル※3を全教職員で共有し、必要に応じて見直しを行うこと。
  - 犯罪行為とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図ること。

### 3 その他

#### (1) 研修資料について

- ・令和4年度第1回全道生徒指導連絡協議会資料「いじめ問題の対応について（文部科学省）」  
（本資料を活用した研修用資料を道教委Webページに掲載）
- ・「いじめ対策に係る事例集（文部科学省）」
- ・「オンライン講座 学校におけるいじめ問題への対応のポイント（NITS）」
- ・「オンライン講座 リスクマネジメント～学校の危機をいかに防ぐか～（NITS）」

#### (2) 参考資料（※1～3に関する資料）について

- ※1 北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（平成31年2月）
- ※2、3 北海道いじめ防止基本方針のポイント～いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に向けて～（平成30年4月）

上記資料は、道教委Webページからダウンロードできます。

- ・<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssaijimesiryoulink.htm>



（生徒指導・学校安全課）